

# 協議会だより

## 令和六年度全国こども政策主管課長会議資料が掲載されました

二〇二五年三月十七日、「令和六年度全国こども政策主管課長会議資料」がこども家庭庁のホームページに掲載されました。以下、こども家庭庁成育局成育環境課の資料から、ポイントを紹介します。

◆資料の「もくじ」を見ると、成育環境課が所管する事業が俯瞰できます。主な内容はつぎのとおりです。

◎地域子育て相談機関の整備／◎出産・子育て応援交付金の制度化／◎放課後児童対策……放課後児童対策パッケージ二〇二五・放課後児童対策予算・放課後児童クラブの質の確保等・放課後児童クラブの安全対策等／◎児童厚生施設／◎

こどもホスピス支援モデル事業／◎こどもの居場所づくり／◎家庭支援事業／◎利用者支援事業等／◎児童手当

◆常勤の有資格者を配置した場合の補助基準額に関わって、「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A」を更新する案が示されました。更新部分はこちらのとおりです。

「また、長期休業期間以外の学校休業日（土曜日や日曜日）に八時間以上開所している事業所については、一週間の総開所時間を『平日の平均開所時間数に週の開所日数に乗じた時間』で算出することも可能とする。なお、その場合は、週四日以上有資格者の業務に従事する者に限り、常勤職員に該当するものとする」具休例としては以

下のとおり。なお、週四日以上勤務日については、どの曜日でも構わない。ただし、常勤職員配置の改善が、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から実施されていることを踏まえ、特に長時間開所する学校休業日は、こどもの安全・安心を確保するためにも、いずれかの常勤職員が配置されるような体制を検討することが望まれる」

「例」平日五時間、土曜日一時間の週六日開所している事業所であれば、『五時間（平日の平均開所時間数）×六日（週の開所日数）＝三〇時間』が総開所時間数となる。この総開所時間（三〇時間）の八割が二四時間となるため、一週間に四日以上かつ二四時間以上勤務した職員は、常勤職員に該当する」

二〇二四年五月に示された「常勤の有資格者を配置した場合」の補助基準額の「交付要綱」と「Q

&A」について、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、二〇二四年一二月、こども家庭庁に緊急申入書を提出し、懇談を行いました（本誌二〇二五年三月号「協議会だより」をらんくたさい）。全国連協が要望していた「常勤職員の定義に、『また、一日六時間以上かつ二〇日以上勤務する者は、『常勤職員』とすること』を加えてください」は反映されませんでした。

◆「夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援」にかかわって、運営費と環境整備のための補助基準額が示されました。

◎放課後児童健全育成事業（運営費）……補助基準額案 分室に設置する一支援の単位当たり七四・七万円（年額）

◎放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）……補助基準額案 分室に設置する一支援の単位当たり六〇・〇万円（年額）

◆「長時間開所加算(平日分)の要件変更」が示されました。

「見直し前」一日六時間を超え、かつ一八時を超えて開所する場合  
「見直し後」一八時半を超えて開所する場合

◆「放課後児童クラブにおける虐待等不適切な事案」として、つぎの内容が示されています。

「児童福祉法第三三条の一〇各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為について、設備運営基準第二二条において禁止しているが、増加傾向にある(令和四年〓〇件/令和五年〓〇〇件/令和六年〓一三件)。「虐待」の種類は『身体的虐待』が最も多く、令和六年の一三件のうち八件となっている。こどもへの育成支援を行う中で、感情的になり暴力行為に及ぶ事案が報告されている」「改正した放課後児童クラブ運営指針において、こどもの人権への配慮や虐待行為の禁止に加え、新たに事業

所内で児童虐待等が行われた際の対応について定めることを追記し、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組むことを求めている」「職員倫理・職場倫理の向上に資する研修の実施、事案が発生した場合の対応方法等の検討をお願いしたい」

◆「放課後児童クラブの運営内容の評価」について、つぎの内容が示されています(%)は全クラブ数に対する割合。

「設備運営基準第五条第四項及び運営指針第七章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、結果を公表するように努めるものとしている(自己評価の実施あり〓五九・〇%/評価を行う際に、こどもや保護者の意見を取り入れている〓五三・八%)

「また、質の確保のため、第三者評価の活用も期待される(第三者

評価の実施あり〓一四・六%/結果を公表している〓一〇・六%)

「福祉サービ」ス第三者評価事業の枠組みにおける『放課後児童クラブ評価基準ガイドライン』を定めており、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施に対する補助を行っている。受審率が低調な状況のため、積極的に活用いたきたい(第三者評価機関による評価を受審している〓三・二%)

◆「待機児童数上位二〇自治体の取組状況」という資料では、二〇二四年五月一日時点の待機児童数と、同一年一〇月一日時点の待機児童数(速報値)が示されています。こども家庭庁は、この二〇自治体に「令和五年度にヒアリング等を実施」「令和六年度にプッシュ型支援を実施」しており、各自治体の待機児童対策も紹介されています。

一〇月一日時点で待機児童数が減っている場合、中途退所があるこ

とによって、待機していた子どもの入所が可能になり、待機児童数が減ったことが推察されます。

また、学童保育を必要とする子ども・保護者の需要に整備が追いついていないことは明らかです。自治体のなかには、中途退所を見越して、施設整備や質の向上に消極的な様子が推測されます。

### 全国学童保育指導員学校を開催します

全国連協は、指導員の資質向上と学童保育の内容充実を目的に「全国学童保育指導員学校」を開催しています。「資格を取得することは学童保育で仕事をすすめるうえであくまで入り口」「指導員には自己研鑽と現任研修が必要」であることをふまえて、毎年、内容の充実に努めています。今月号の巻末に八会場分の案内を掲載しました。誘いあって参加し、学びましょう。